

津市建設工事補償等審査委員会要綱

平成 1 8 年 1 月 1 日訓第 1 7 9 号

改正 平成 1 9 年 3 月 3 0 日訓第 4 7 号
平成 2 0 年 3 月 3 1 日訓第 3 3 号
平成 2 5 年 3 月 2 9 日訓第 2 8 号
平成 2 7 年 3 月 3 1 日訓第 3 9 号
令和 2 年 3 月 3 0 日訓第 1 5 号

(設置)

第 1 条 本市（上下水道事業局及び上下水道管理局を含む。）が施行する建設工事（以下「建設工事」という。）に伴い、第三者が被った損失の補償等について審査するため、津市建設工事補償等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、建設工事の施行に伴い第三者が被った損失の補償等及び本市と当該建設工事の施行業者との責任分担並びに第三者の行為により本市が被った損害に係る賠償請求について審査する。

2 前項の補償等については、1 件の補償等の予定額が 1 0 0 万円以上のものとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるものについては、この限りでない。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長には、津市副市長事務分担規則（平成 1 8 年津市規則第 2 4 2 号）第 2 条第 2 号に規定する副市長をもって充てる。

3 委員には、政策財務部長、総務部長、農林水産部長、都市計画部長、建設部長、上下水道事業局長、上下水道管理局長及び政策財務部検査担当参事ををもって充てる。

(委員長の職務及び職務代理)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、都市計画部長の職にある者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見等を聴取し、又は状況調査を行うことができる。

(秘密の保持)

第 7 条 委員会の委員及び関係職員は、職務上知り得た損害補償等に関する秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、都市計画部都市政策課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日訓第 47 号)

この訓は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日訓第 33 号)

この訓は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日訓第 28 号)

この訓は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日訓第 39 号)

この訓は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 30 日訓第 15 号)

この訓は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。